は、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。

二　前号において確認した相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合にあつては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。

四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合にあつては、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

（共有持分を有する者を特定するための措置）

第二十条の五　令第七条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法によつて送付する措置とする。ただし、当該共有者不明農用地等の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、共有持分を有する者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（新設）

（不確知共有者からの申出）

第二十条の六　法第二十一条の三第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出の趣旨

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の七　令第九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（特定農業団体の要件）

第二十条の八　令第九条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）

第二十一条の二　令第十条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一～三　（略）

（農用地利用規程の認定申請手続）

第二十三条　法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一～五　（略）

（新設）

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の三　令第八条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（特定農業団体の要件）

第二十条の四　令第八条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）

第二十一条の二　令第九条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一～三　（略）

（農用地利用規程の認定申請手続）

第二十三条　法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一～五　（略）